

議案第 46 号

橋本市社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第125号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の中下線及び太線の部分である。

改正後		改正前																																																	
<p>(使用料)</p> <p>第9条 社会体育施設の使用料は、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>(1) 橋本市学文路スポーツセンター(テニスコート)、橋本市伏原テニスコート</p> <table border="1"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8:00~12:00</td> <td>13:00~17:00</td> <td>18:00~22:00</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>953円</td> <td>953円</td> <td>1,905円</td> </tr> </table> <p>(2) 橋本市学文路スポーツセンター(グラウンド)</p> <table border="1"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8:00~12:00</td> <td>13:00~17:00</td> <td>18:00~22:00</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>953円</td> <td>953円</td> <td>5,715円</td> </tr> </table>		利用時間	午前	午後	夜間		8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	使用料	953円	953円	1,905円	利用時間	午前	午後	夜間		8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	使用料	953円	953円	5,715円	<p>(使用料)</p> <p>第8条 社会体育施設の使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>(1) 橋本市学文路スポーツセンター(テニスコート)、橋本市伏原テニスコート</p> <table border="1"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8:00~12:00</td> <td>13:00~17:00</td> <td>18:00~22:00</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 橋本市学文路スポーツセンター(グラウンド)</p> <table border="1"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8:00~12:00</td> <td>13:00~17:00</td> <td>18:00~22:00</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>		利用時間	午前	午後	夜間		8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	使用料	1,000円	1,000円	2,000円	利用時間	午前	午後	夜間		8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	使用料	1,000円	1,000円	6,000円
利用時間	午前	午後	夜間																																																
	8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00																																																
使用料	953円	953円	1,905円																																																
利用時間	午前	午後	夜間																																																
	8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00																																																
使用料	953円	953円	5,715円																																																
利用時間	午前	午後	夜間																																																
	8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00																																																
使用料	1,000円	1,000円	2,000円																																																
利用時間	午前	午後	夜間																																																
	8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00																																																
使用料	1,000円	1,000円	6,000円																																																

(3) 橋本市伏原体育館、橋本市勤労者体育センター、橋本市東家体育館

利用時間	午前	午後	夜間
	8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
使用料	953円	953円	953円

施設電気料

利用時間	午前	午後	夜間
	8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
使用料	477円	477円	477円

(4) 橋本市学路スポーツセンター(体育館)

利用時間	午前	午後	夜間
	8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
使用料	1,905円	1,905円	1,905円

施設電気料

利用時間	午前	午後	夜間
	8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
使用料	1,905円	1,905円	1,905円

備考

(1)・(2) 略

附 則
(施行期日)

(3) 橋本市伏原体育館、橋本市勤労者体育センター、橋本市東家体育館

利用時間	午前	午後	夜間
	8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
使用料	1,000円	1,000円	1,000円

施設電気料

利用時間	午前	午後	夜間
	8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
使用料	500円	500円	500円

(4) 橋本市学路スポーツセンター(体育館)

利用時間	午前	午後	夜間
	8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
使用料	2,000円	2,000円	2,000円

施設電気料

利用時間	午前	午後	夜間
	8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
使用料	2,000円	2,000円	2,000円

備考

(1)・(2) 略

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市立社会体育施設設置及び管理条例に規定する施設の使用料は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについては適用し、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。